

## 第1回 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 策定委員会 議事録（要旨）

日時：令和5年（2023年）11月30日（木）午後3時00分開会

出席者：委員10名 代理出席者1名 事務局4名 計15名

◎：委員長、○：職務代理者 敬称略

### ■出席委員

- ◎今清水 豊治 （社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会 会長）
- 本木 幸子 （飯山市ボランティア連絡協議会 副会長）
- 上松 美枝 （飯山赤十字病院 地域医療福祉連携課長）
- 荻原 悦子 （NPO 法人 ここから 代表（兼 飯山市精神障害者家族会））
- 北川 清吾 （飯山市身体障害者福祉協会 会長）
- 久保田 桂子 ※事務局代理出席 （飯山市民生児童委員協議会 会長）
- 鈴木 康弘 （飯山公共職業安定所（ハローワーク） 所長）
- 平澤 大介 （社会福祉法人 高水福祉会 常務理事）
- 三ツ野 幸美 （飯山市手をつなぐ育成会 会長）
- 水野 正彦 （公募委員）
- 柳 正彦 （（株）フジすまいるファーム飯山  
地域活動支援センターすまいる taro 施設長）

### ■欠席委員

- 宮川 友子 （飯山市保育園連盟 副会長）
- 宮崎 摂子 （北信圏域権利擁護センター 相談員）
- 宮下 直久 （長野県飯山養護学校 校長）

### 事務局

- 宮澤 俊昭 （民生部長）
- 大口 なおみ （保健福祉課長）
- 宮澤 麻由 （保健福祉課 障がい福祉係長）
- 寺島 達哉 （保健福祉課 障がい福祉係主査）

場所：飯山市役所4階 全員協議会室

## 1 開会

## 2 委嘱書交付

机上への配布に代える

## 3 あいさつ

市長： 皆様こんにちは。障がい者計画等策定委員会開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しいところご参集いただきまして誠にありがとうございます。また日頃から飯山市の障がい福祉施策に対しまして、深いご理解とご協力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

本委員会は障がい者計画等の策定に当たり、障害者基本法や障害者総合支援法、また児童福祉法の趣旨に基づいて、当事者並びにご家族、事業者、住民、関係機関の皆様それぞれの立場から広くご意見を頂戴するために設置するものでございます。計画策定に向けまして、委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

さて、市は今年3月に今後10年間のまち作りの基本方針となる第6次総合計画において、健康・医療・福祉の充実を目指し、安全で安心して暮らしを愉しめるまちということを基本目標の一つに掲げました。またこの8月には社会福祉法に基づく飯山市地域福祉計画を策定し、市民とともに、地域福祉を推進する決意を新たにしております。加えまして私は昨年の選挙において市民の皆様にお約束をした公約の実現に向け、誰もが安心して生き生きと暮らし続けられる飯山市を、次世代に渡していくための施策を進めているところでございます。今回ご検討いただきます障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、これら上位計画と整合を図りその目指すところを具体化するものに当たります。

国からは平成25年の障害者総合支援法の施行など、障がいの有無に関わらず、ともに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、様々な体制整備と支援の充実の方向性が示されております。しかし、当地域において、障がいのある方が自らの望む生活を送るための環境整備につきましては、サービス事業所の偏在、地域資源の掘り起こしや人材不足など課題山積の状況にございます。引き続き、北信地域障がい者自立支援協議会との連携を強化し、当事者のご家族の多様なニーズに向き合い、地域共生社会の構築に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

今後のより良い障がい福祉施策と地域福祉の推進のため、委員各位のご尽力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員自己紹介

#### 5 委員会の目的とスケジュールについて

事務局：資料に沿って説明

#### 6 委員長及び職務代理者の選出

事務局：それでは続いて委員長および職務代理者の選出に移ります。策定委員会の要領ということで、設置要領を添付させていただいております。その第5条に委員長および職務代理者について定めさせていただいておりますが、委員長1名および職務代理者1名を置き、委員の皆様の互選でお選びいただくということでございます。互選ということですが、何かご発言をお願いできればと思いますがいかがでしょうか。特にご発言ないということであれば事務局の方でご提案をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それではこちらでのご提案を申し上げますのでお願いいたします。委員長に飯山市社会福祉協議会会長の今清水豊治様、職務代理に飯山市ボランティア連絡協議会副会長の本木幸子様をお願いできればと思いますが皆様、いかがでしょうか。よろしければ拍手をお願いいたします。ありがとうございます。それではお二人、恐れ入りますが前の方の席にお移りいただきますようお願いいたします。ありがとうございます。それではご就任いただきます。お二人に一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

委員長：皆さんそれではただいま委員長に選出されました飯山市社会福祉協議会の今清水です。議事進行不慣れではありますが、皆さんご協力よろしくをお願いいたします。障がい福祉計画につきましては、来年3月までの策定ということで何回か委員の皆さんにご意見をいただくわけではありますが、障がいのある人もない人も地域で当たり前で生活できる、そういうことに尽きると思っているわけではありますが、その中で皆さんが日頃から感じておられること、忌憚のないご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

職務代理：職務代理を仰せつかったということで、精一杯努めていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

#### 7 協議事項

##### (1) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況について

委員長：それでは早速協議事項に入りたいと思いますが、協議事項は(1)～(4)とありますが、まず(1)第6期障がい福祉計画第2期障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から説明をお願いいたします。

事務局： 資料に沿って説明

委員長： ただいま事務局から説明をしていただきましたが、何かご質問ありましたら  
よろしくをお願いします。

委員 A： 次回でも結構ですが、障がい者の方々と言っても知的の方、身体の方、精神の  
方がいらっしゃるかと思いますが、飯山市でそれぞれの手帳を所持されている方  
の人数を教えてください。というのは、地域活動支援拠点の関係では、知的の方々の  
イメージが強いですが、例えば精神の方々やうつ病、後天的な障がいの方々など、  
飯山市ではどの程度いらっしゃるのか教えてください。

また、このことに関しては難しいと思いますが、ひきこもりの方がどの程度  
いらっしゃるのか、高校大学を卒業したが引きこもっているという方も増えている  
のではと思いますが、次回の時で結構ですので、お示しいただければありがた  
いと感じました。以上です。

委員長： それでは事務局でわかる範囲でお願いします。

事務局： ご質問ありがとうございます、今いくつかお示しいただいた中で、各障がい種  
別ごとの人数の把握につきましては、この後に説明させていただく第7期障がい  
福祉計画第3期障がい児福祉計画の素案の資料中38ページに手帳保持者数の推  
移という資料を入れさせていただいておりまして、身体、療育、精神とそれぞれ  
の推移が見て取れます。傾向としては、精神手帳の伸びが他の手帳に比べて大き  
く、療育は横ばいに近く、身体については減少傾向にあるというような捉え方が  
できるかと思っています。

事務局： ひきこもりということに関しては、実際どういう定義でひきこもりを把握する  
かまちまちの部分がありますが、数年前に民生委員さん等のご協力で、各地域の  
ひきこもりだと思われる方を調べていただいた経緯があります。その時は飯山市  
で50人ぐらいという数字を把握しておりますが、実態としてどうかというのは  
現時点ではわかりかねるというのが実情です。ご了承いただければと思います。

委員長： よろしいでしょうか。

委員 A： はい。

委員長： その他にご意見ありましたらお願いします。

委員 B： 今、委員 A さんがおっしゃったように、やはりこの自立支援協議会の内容を見ますと、どうしても知的障がいの方が主な内容になっているようで、かねがね私もそう思っていました。他の障がいの方が、自立支援協議会の議題に上がることが少ないのが現状です。

また就労支援やハローワークさんのジョブコーチの関係、そういった関係はどうなっているのか、この辺に枝分かれしてハローワークさんの支援が入ってないですね。ですから、そういった面では、障がいをもって生まれた赤ちゃんは、ずっと色々な支援を受けていくわけです。例えば、支援学級から次に特別支援学校に行くなど、就学指導も入ってきますし、卒業すると就労指導が入ります。それこそずっと関連してずっと継続しているのか、その辺の一番大事な教育との関係が不足しているのではないかと感じています。

赤ちゃんが一番最初に会うのは保健師さんです。保健師さんが適切な指導をされると、その子にとって幸せな支援が受けられ、障がいがあっても自立まではいかなくとも、そこそこ幸せな生活が送れるのではと考えます。そういうところで漏れてしまうお子さんも大勢いるらっしゃるわけで、その辺の連携がどうなっているのかと感じます。

次にこの「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、国と県の指導のもとに進めていくわけですが、飯山市独自の施策を加えていくことは可能でしょうか。

委員長： 事務局をお願いします。

事務局： はい、ありがとうございます。まず一点目の色々な障がいをお持ちの方がいらっしゃるって、その方々について本当に幼い時から、継続的な支援の体制が取れているかのご意見、ご質問かと思えます。様々な教育分野という意味では、保育園の関係や養護学校の先生も、残念ながら今日のご欠席ということで、そのあたりをお聞きできない部分ではありますが、委員 B さんの視点のご指摘は、切れ目ない支援という言い方で全国的にも必要性を感じていると思えます。

市としては、出生後の保健師の訪問から始まり、そこで可能であれば必要な支援に繋げていく、その後、保育園や学校での色々な関わりの中で得た情報についても必要な支援に繋げていくことで、保健福祉課だけではなく、こども育成課も含めて支援の体制を繋げていくよう努めてはおりますが、確かに漏れてしまうという例もあるのかと思えます。その辺りは以前に比べ減っているとは思いますが、現状でもそういう傾向があるならば、ぜひ色々な立場の皆さんがお見えになっておりますので、今後の会議の中でも結構です、ご指摘やご指導いただければありがたいと思えます。

養護学校卒業後等のハローワークさんなど就労支援に繋がっていく部分につ

きましては、やはりこの自立支援協議会も含め就労のアセスメント等、今すぐく養護学校さんの方で丁寧にやっていただいていると思いますが、ハローワークの所長さんも今日お見えになっておりますので、それに関しておわかりのことがありましたら教えていただければと思った次第です。

次に、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」についてですが、これはもちろん国や県の指針があつてですが、その通りに焼き付けるわけではなく、飯山市の現状や飯山市の考え方を取り入れて今回お示しした素案もできていますし、次回以降ご審議いただきます「飯山市障がい者計画」は、もっと大きく考えて飯山市の政策の上で、障がい者への支援や地域作りをどうしていくかという部分が大切となってきますので、その中で生かしていけると良いと思っておりますし、ぜひそこに活かせるようご意見賜ればと思いますので、お願いいたします。委員 C さん、何かあればお願いいたします。

委員 C： ハローワークで障がい者の方に対するいろいろな支援メニューございますが、主に知的障がいの方は、養護学校さんを卒業した方が就職するケースがほとんどにはなります。ほとんど養護学校さんで職場実習を在学中からやっていらっしゃることを元に、大体その実習先へお勤めされるケースが多いかと思いますが、その場合にも在学中からハローワークと一緒に職業相談を重ね、場合によっては、地域の就労生活支援センターさんにも入っていただき、就職後の定着指導など生活の相談について、ご協力をお願いしております。

ジョブコーチも我々の関連団体で障害者職業センターがございますので、そこから就業生活支援センターさんなどを通じてお願いし、派遣してもらうことで定着支援をおこなっており、そのような形で支援をさせていただいております。

委員 D： 委員 B さん、良いご意見いただきありがとうございます。2 の地域生活支援拠点について意見があります。実質、今、拠点事業所は中野市にありますが、私の事業所でも過去この 1、2 年の間に緊急時に保健師さんと話をしながら、2 件ほどうちの事業所で保護させてもらった方たちが実際におります。ただこの計画の中には、入っていない部分がありまして、これからの計画の中にそういうところも盛り込んでいただけたらと思います。実際、先月も 1 人の方をうちの事業所で保護させていただきましたが、そのような実態もあることをご承知おきいただきたいと思います。

委員長： 他にご意見ございましたら、よろしいでしょうか。いずれにしても国県の指導に基づいて策定するということは根幹にあるわけではありますが、地域で本当にいい話として力を入れたいことがありましたら、ぜひ委員の皆さんの積極的な発言をいただき、この計画に盛り込んでいただければと思いますので、よろしく

お願いいたします。

(2) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について

委員長： それでは、(2)の第7期障がい福祉計画第3期障がい児福祉計画の素案について事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料に沿って説明

委員長： 今事務局から説明いただきましたが、委員さんの方で何かご意見ありましたらお願いします。はい、どうぞ。

委員E： 今説明していただき、色々なサービスを用意しているということですが、実際にそのサービスを利用しようとした時に、果たして希望する人全部を受け入れられる事業所や、事業所の体制、支援員の数などが十分に満たされているか、非常に懸念を持っております。実際に手をつなぐ育成会は、高水福祉会の色々な事業所を利用させていただいておりますが、私の息子が利用していた日曜日の余暇活動支援を目的とした移動支援事業「フレンズ」という月1回の事業ですが、昨年、職員不足ということでサービスが終了してしまいました。サービスを受けたくても、現実受入れ体制が不足している印象を受けますので、そのところ委員Fさんから現状をお話しいただければと思います。

委員長： それでは委員Fさんよろしくをお願いします。

委員F： 貴重なご意見ありがとうございます。先ほど委員Eさんがおっしゃってありました移動支援事業「フレンズ」ですが、正直申し上げまして職員数の確保が、福祉業界に限らずだと思いますが、非常に厳しい状況がございます。その中で、何を継続してどの部分を見直すか考えた時に、「フレンズ」の日曜日支援を中止させていただいた経過がございます。そういった意味では希望される方々が、例えば高水福祉会で希望される方全員を受けられるのかどうかは、その時の支援状況や、体制などに影響される部分はありますので、何とも言えない部分はございます。職員不足により、サービスをご希望される方に、しわ寄せが及んでしまっていることは正直なところでございます。申し訳ございません。

委員長： 他にご意見どうぞ。

委員B： 9ページの障がい者の権利擁護の関係で、3行目、広報機能とはどんな仕事をやっていらっしゃるのかお聞きしたいのと、この会議もそうですが、どうしても

関係者と当事者、当事者と関係している人等、支援をしている人たちだけが集まっており、一般の県民や市民の方は、こういうことをやっていることも、障がい者の色々な政策も知らないのも、もっともっと啓発する場が必要ではないかと私は常々思っております。また、33 ページに理解促進となっておりますが、これはどのようなことをおこなっているのか。以上の2点についてお聞きします。特に、一般の方が障がいに関して興味が湧くとか、関心を寄せるまでは期待しませんので、知っていただくことが重要かと思えます。例えば「障害者権利条約」というのがあります。そして、今は努力義務ですが合理的配慮がうたわれてます。このようなところも知っている人は誰もいないです。理解しなくてもいいですが、知ってもらいたいと思っております。ですから理解促進と広報についてお伺いします。

事務局： それでは今ご意見いただいた、9 ページの障がい者の権利擁護、3 行目の広報機能についてですが、北信 6 市町村では、北信圏域権利擁護センターということで、中野市の県中野庁舎の中に入っております「M ネット」という組織がありますが、そちらでは主に成年後見の支援手続きを受任していただいております。その中で先日もなちゅら等でありましたが、8050 身寄り問題を含めて成年後見という制度の普及も含めた広報ですとか、チラシ配布などを行っております。

続けて 33 ページですが、地域生活支援事業の中の理解促進研修啓発事業について、こちらは北信圏域で設置しております総合相談支援センターに委託をしている事業になりますが、今のところはどうしても、支援している方に対して制度を含めて理解を深めるための研修ですとか、技能研修啓発という部分が多いような状況ではあります。広く地域住民のみなさんにというところはまた今後、課題として進めていけたらと思っております。

委員長： はい委員 B さんよろしいですか。他に何か、はいどうぞ。

委員 D： これからの計画の中に入れていただきたいと思いますが、今年、去年ですか、日赤の精神科がなくなったことで、移動支援といいますか、通院支援にも絡んできますが、精神障がい者の方たちは、通院に対して今すごく苦勞しています。今まで通院支援も行っていたのですが、やまとさんの実態もあり、通院が有償運送に変わっていくことで、その有償運送費もとても高い金額になっております。精神障がい者の方は病院が欠かせない状況ですので、今では中野の佐藤病院や、北信病院、長野まで行っている方もいらっしゃいます。そういう意味では、通院の移動部分についても計画の中に盛り込んでいただけたらと思っております。また日赤の方も精神科が近くにあったら本当に楽だなと思っておりますので、皆さんが本当に苦勞されていますので、ご検討をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長： 他に何かありましたら。はい、どうぞ。

委員 A： とても丁寧に作っていただき、ご説明ありがとうございます。それる部分もあるかと思いますが、2点ほど。最初に、委員長さんが言われた「誰もが安心して地域で暮らせる」というところで、障がいを持たれている方と向き合う中で、障がいがあることで働けない方の主な収入は年金になり、支給されない月は経済的に苦しく生活が厳しいようです。実際、食料がない、食べるものが何かないかと、本当に窮地に陥っている声もあります。そのような時には、どこにお願いしたらいいのかわからない方もおられるようです。これからこのような方が多くなると思いますので、飯山市で、余っている食料を貯蓄したり配給する仕組みや支援体制を検討いただけないかと思います。

もう一点は、以前、全国で活躍されている清水さんという方が、若者の自殺について話していましたが、今かなり若者の自殺が増えているようで、その時言われて印象的だったことは、飯山市の自殺率が高いことでした。しかし、それが表に出ていないようです。その中には、うつ等の精神的な要因や、障がいを持たれて実際に働けないという経済的要因があるのではないかと思います。そのような要因がうやむやになっていたり、表に出しづらい、表に出てこないことも考えられます。障がいや、障がいに伴う生きづらさを抱えている方々を掘り起こしていただき、少しでも表に出していただきたいと思います。最後の最後の声に答えていただけるような取り組みを、将来的に考えていただければありがたいと思っております。以上です。

委員長： 事務局何かありますか。今、委員 A さんから出されました、障がい者の皆さんの「生活困窮」については、飯山市社協でフードバンクサービスを行っておりまして、色々な民間の方や会社から、様々な食材をご提供いただいております。相談があると社協職員が缶詰など様々な食糧を分け、今も毎日お渡ししております。そういうサービスを知っていただき、生活が大変な方への食料の援助ができないか声をかけていただければ、社協での体制はできておりますし、現にやっておりますので、市民の皆さんが情報を知ることがまず大事だと思います。

先ほど委員 B さんからも出されましたように、今日お集まりの方は福祉関係者だけですから、一般の人は、障がい者に関する福祉事業や政策自体知らない人も相当数いると思います。今回の計画も含め、市で広報をしてもらうと大変ありがたいと思います。委員 G さんもおられますが、議会では経済問題の質問が非常に多いわけで、福祉のこういう部分やメンタル的なものは割合が少ないような感じがしますので、議会等でも取り上げていただき、市民の皆さんに関心を持っていただければ非常に良いかと思います。委員 G さん何かありましたら、どうぞ。

委員 G： 今、委員長がおっしゃった通りです。議会ではほとんど取り上げられません。私がちょっと取り上げてみましたが、「珍しいことしていますね」程度の見方をされるぐらいです。ですから私的には、できるだけ自分で自分をアピールするわけではありませんが、私が福祉云々という感じで段々と取り組んでいます。一つは、ヘルプマークをつけたりとか、啓発的なメッセージがプリントされたトートバックなどを持って街中を歩いたりして、皆さんに知っていただけたらということから今始めています。以上です。

委員長： 他に何かご意見ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは（３）の意見交換も兼ねさせていただきましたので、特になければ、（４）その他の次回の日程についてお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい、それでは事務局から次回の日程について案がありましたらお願いいたします。

## 8 閉会